

旧姓による預金口座開設について

旧姓名義による預金口座開設は、店頭窓口で承ります。

口座開設にあたっては、下記の事項について、ご利用上の制限および必要な手続きがございます。

○ご利用いただけるお取引

普通預金(総合口座を除く)、定期預金、積立式定期預金、定期積金

※ご利用いただけない商品・サービス

預金	総合口座、当座預金、マル優・マル特・マル財による預金 等
預かり資産等	外貨預金、投資信託、保険商品、債券 等
融資	融資全般(ローンを含む)
各種サービス	インターネットバンキング(でんさいを含む)、クレジットカード等

○ご提示いただく本人確認書類

旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください。(本人確認書類の旧姓併記はお住まいの市町村への申請が必要となります。)

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・住民票(住民票の場合は別途本人確認資料が必要となります。)

○お取引に使用する印鑑

旧姓のご印鑑をご持参ください。